



風の中にも秋の気配を感じる季節となりました。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向 ▶▶▶▶▶

① 化審法における PFHxS 関連物質に係る措置案について意見募集（厚生労働省・経済産業省・環境省）

ストックホルム条約（POPs 条約）附属書 A（廃絶）に追加されているペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）関連物質に関する化審法における措置案が公表され、9 月 5 日までの意見募集が開始された。措置案では、PFHxS 関連物質として第一種特定化学物質に追加する物質を示すとともに、同物質の輸入禁止製品や使用を認める用途（エッセンシャルユース）、技術上の基準設定等の措置が示されている。

[もっと詳しく](#)

[e-Gov（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律におけるペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）関連物質に係る措置（案）に関する御意見の募集について）](#)

② 民間からの提供情報を活用した「政府による GHS 分類」を初公開（NITE）

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）は、厚生労働省・経済産業省・環境省・労働安全衛生総合研究所の4者と協力した「官民連携GHS分類情報収集プロジェクト」の一環として、民間から提供された試験等の情報を初めて活用した「政府によるGHS分類」を公開した。本プロジェクトは2024年度以降も継続される。

[もっと詳しく](#)

[NITE（【初】民間からの提供情報を活用した「政府によるGHS分類」を公開）](#)

③ NPE 等の措置に関する「技術上の指針」に対する意見を募集（厚生労働省・経済産業省・環境省）

「NPE*又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九条に定める製品で NPE が使用されているものの取扱いに係る当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針(案)」に対し、9 月 14 日までの意見募集が開始された。

*ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が 9 のものに限る。）

[もっと詳しく](#)

[e-Gov（「NPE又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九条に定める製品でNPEが使用されているものの取扱いに係る当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針（案）」に対する御意見の募集について）](#)

④ 「令和 6 年度第 4 回化学物質管理に係る専門家検討会」資料を公開（厚生労働省）

8月5日に開催された「令和 6 年度第 4 回化学物質管理に係る専門家検討会」の資料が公開された。本検討会では、労働安全衛生法に基づく「濃度基準値の検討」、「濃度基準値設定対象物質ごとの測定方法について」等の議題が扱われた。

[もっと詳しく](#)

[厚生労働省（令和 6 年度第 4 回化学物質管理に係る専門家検討会 資料）](#)

海外動向 ▶▶▶▶▶

① 1-ブロモプロパンの TSCA 規制案を公表（米国 EPA）

米国環境保護庁（EPA）は、有害物質規則法（TSCA）のもとで 1-ブロモプロパン（1-BP）を規制する提案を公表し、9 月 23 日までの意見募集を開始した。この提案には、1-BP の断熱材以外での消費者用途と、一部の工業及び商業用途を禁止し、0.05 ppm の吸入制限等の職場環境での制限等が含まれる。

[もっと詳しく](#)

[（米国 EPA）Risk Management for 1-Bromopropane \(1-BP\)](#)
[（米国 EPA）PRE-PUBLICATION NOTICE](#)

② Tris(4-nonylphenyl, branched) phosphite の評価結果を公表（ECHA）

欧州化学品庁（ECHA）は、Community Rolling Action Plan（CoRAP）における tris(4-nonylphenyl, branched) phosphite の評価書（評価国：フランス）を更新した。更新された評価書では本物質について、改訂 CLP 規則で示された新たな危険有害性区分の基準に基づき、環境に対する内分泌かく乱物質区分 1 として分類することを勧告している。

[もっと詳しく](#)

[ECHA（SUBSTANCE EVALUATION CONCLUSION DOCUMENT）](#)

特集：政府によるGHS分類と国内の化学物質管理法令③

～国のGHS分類結果と労働安全衛生法～

先月号では、国が GHS 分類を行う際に参照するガイダンス等を紹介しました。今月号では、国が行う GHS 分類の結果に基づき安衛法上の対応が求められる物質について紹介します。

① 皮膚等障害化学物質のうち「皮膚刺激性有害物質」に該当するもの

皮膚等障害化学物質（基発 1109 第 1 号^{*1}）に含まれる、「皮膚刺激性有害物質」は国の GHS 分類において「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分 1 に分類されている物質が該当します。厚生労働省から公開されている「不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト」には、皮膚等障害化学物質の名称及び裾切値が示されており、令和 6 年 4 月 1 日から不浸透性の保護具の使用が義務となっています。

^{*1} 厚生労働省（皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について）

② がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質）

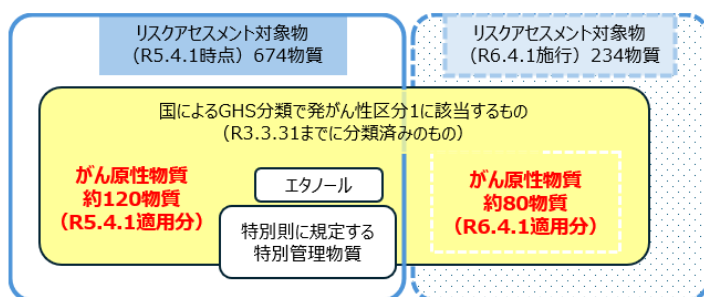


図2 年度別がん原性物質の範囲の拡大
（厚生労働省 「告示の概要」 より一部改変）

安衛法のリスクアセスメント対象物のうち、国が行う GHS 分類により、発がん性の区分が区分 1 に該当し、令和 3 年 3 月 31 日までに当該区分に該当すると分類されたもの^{*2}は、労働安全衛生規則 577 条の 2 第 3 項に基づくがん原性物質とされています（厚生労働省告示第 371 号^{*3}）。

これらの物質については、取扱い業務の作業歴を作成し、健康診断結果とともに 30 年間の保存が義務付けられています。

^{*2} エタノール及び特別管理物質を臨時に取り扱う場合を除く

^{*3} <https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001029771.pdf>

CERI では、多くのリスクアセスメント対象物を取扱う事業者様へ向けて、
上記の物質を含めリスクアセスメントの優先順位を提案いたします。

お気軽にご相談ください。

お知らせ

○ケミカルマテリアルJapan2024 化学物質管理ミーティングへの出展

11月21日(木)、22日(金)に東京ビッグサイトで開催される化学物質管理ミーティングに出展します。化学物質管理にフォーカスした国内唯一のビジネスマッチングイベントです。

CERIは、出展社プレゼンテーション、ブース内ミニセミナーにて、化審法・安衛法・農取法・欧州 REACH等に対応した安全性試験、SDS・ラベル作成、QSAR等による有害性予測、PFAS等の第一種特定化学物質の分析、製品リスク評価等の支援メニューを紹介します。是非お立ち寄りください。

ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

CERI 一般財団法人 化学物質評価研究機構
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136 (担当：福島、田辺)

URL: <https://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp